

産業競争力会議 実行実現点検会合（第45回）

（公的サービス・資産の民間開放、国際展開）

（開催要領）

1. 開催日時：2016年4月14日（木） 8:30～9:30
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室
3. 出席者：
高木 宏壽 内閣府大臣政務官

竹中 平蔵 東洋大学教授・慶応大学名誉教授
野原 佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長

高橋 進 経済財政諮問会議 議員

（議事次第）

1. 開 会
 2. PPP/PFI の活用促進に係る論点整理等について
 3. 閉 会
-

（広瀬日本経済再生事務局次長）

ただいまから「産業競争力会議実行実現点検会合（第45回）（テーマ：公的サービス・資産の民間開放、国際展開）」を開会する。

まず最初に、高木大臣政務官から御挨拶をいただきたい。

（高木内閣府大臣政務官）

これまで、空港港湾事業や水道事業における取組についてヒアリングを行ってきた。その中で、成長戦略におけるコンセッションの有効性、あわせてそれを進める上での課題等が明らかになってきたと考えている。

本日は、これまでの議論やヒアリングを踏まえて、本日提出いただいている主査ペーパーについて御議論をいただきたい。今後の新たな成長戦略の策定に向け、示された課題について、どう進めていくかということを念頭に置いて各府省はしっかりと検討結果を示してほしい。

また、政府としても、今回の会議を受けて成長戦略に反映する具体的な施策を確定したいと考えているので、竹中主査を初め、有識者からPPP/PFIのさらなる推進に向けた御議論

をいただくとともに、課題解決に向けた各府省庁の御協力をお願いしたい。

(竹中主査)

主査ペーパーの素案を出しているので、議論をよろしくをお願いしたい。

その前に、再生事務局から民間事業者ヒアリングの概要を説明してもらいたい。3月25日の会合の際に、私からコンセッションに関心を持っている民間企業へのヒアリング、民間の意見もよく聞いておいてほしいということをお願いしたところ、再生事務局で複数の会社にヒアリングをしていただいたということであるので、その中身の説明をお願いしたい。

(広瀬日本経済再生事務局次長)

限られた時間だが、民間企業に協力いただき、ヒアリングを行ったので、結果について簡単に御説明する。

参考資料をご覧くださいと思う。コンセッション事業に取り組み、あるいは検討されている不動産業3社、建設業1社、証券業1社、総合商社1社、法律事務所1社にお集まりいただき、コンセッションを進めるに当たっての課題などについてお聞きしている。

論点は全部で9つである。順に説明する。

なお、内容についてはまだ検討中のアイデアレベルのものも含まれている。

まず、総論だが、コンセッションのビジネスを進めていく上で、何よりまだまだ案件が少なく、継続されるかどうか分からないということが中長期的に事業プランを検討しにくいという意見があった。

以下、個別テーマごとに8つの課題で整理しているが、大まかにいうと、ガイドラインなどでできること、できないことを明確に示さないと、なかなか自治体が柔軟に考えてくれないという運用上の話が多かったが、あとは税のイコールフットィングや財政投融资資金の繰上償還といった制度の指摘もあった。

まず、2ポツ、基本的な環境整備として、デューディリジェンスがなかなかできないといった課題である。自治体はなかなかコンセッションの経験が乏しく、案件ごとに情報開示などの対応がばらばらなので、必要以上に手間暇、コストがかかるという問題である。これはデューディリに必要な標準的な情報の例示や積極的な情報提供などについて、ガイドラインなどで自治体に示してほしいといった意見である。

さらに、これまでの点検会合でも議論されてきている法人税のイコールフットィング、あるいは自治体の準備費用の問題も指摘をいただいている。

3ポツ、事業期間中の更新投資・追加投資について、事業期間が終了したときに公共側に適正価格で買い取ってもらえるかといった問題である。特に事業期間の後半で当初予定していなかったような追加投資があった場合に躊躇してしまうので、ぜひ買い取りの可否

について明確化いただきたい。

さらに、その上で更新・追加投資の償却に関する会計処理ルールについて、事業後半でも投資がしやすいように工夫できないかといった意見があった。

2 ページ目、4 ポツである。これは特に瑕疵担保責任の関係だが、デューデューリについて自治体側に経験がない、あるいは契約までの期間が限られているといった理由で、民間事業者にとって十分なデューデューリができない場合があるが、そうした場合に契約後に瑕疵が発覚した場合のリスク負担方法について、ガイドラインで明確化してほしい。例えば自治体から表明保証をする、あるいは第三者によるデューデューリを活用するといったことが挙げられている。

5 ポツ、関西空港のように契約金額が多額になる場合は別であるが、それ以外の場合には例えば運営権の対価一括払いといったニーズもある。こういった場合に、今までの点検会合で議論されているが、地方債の繰上償還をぜひ可能になるようにしてほしいといった御意見である。

6 ポツがセカンダリー市場について。これはコンセッションを進める上でセカンダリー市場の醸成をすることが非常に重要だといった御意見。あるいは株式譲渡の際の運用上の制約や、二重課税を回避できる仕組みについて検討してほしいといったことである。

7 ポツ、運営権者のSPCによる資金調達手法として、ガイドラインでは議決権株式と完全無議決権株式しか提示されていないということだが、それ以外にも多様な種類株の発行などが可能であることを周知してほしいといったことである。

また、海外で一般的なインフラファンドでは、制度上は議決権株式の保有や事業運営が可能であるものの、ガイドラインで明確化してくれないとなかなか広まらないといった御意見もあった。

8 ポツ、空港案件では航空系の事業の主体は公共、非航空系の事業の主体は空ビル会社といったように契約主体が分かれている。こういった場合に価格設定方法や、瑕疵担保責任などのリスクの分担方法について差がある。せっかく一体で運営するのになかなか一体で検討できないと魅力が減ってしまうといった御意見である。今後空港案件だけにとどまらず、複合事業の検討に当たっても同じようなことが言えるのではなかろうかという指摘である。

最後の9 ポツ、これはコンセッションの際に自治体が株主として残るようなジョイントベンチャー型の案件といった場合に、自治体が株主になればメリットもあるが、仕組みいかんによっては民間の経営の自由度やインセンティブを制約することになりかねないので、ガイドラインで自治体のかかわり方に関する考え方の明確化をお願いしたいといったものである。

簡単だが、以上である。

(竹中主査)

説明があったので繰り返さないが、総論のところ国内に案件をつくっていかないと、資金が国外に流出してしまうという危機感が示されている。そのために、改革を早期に進めることが必要だと思う。

また、これまで我々がここで議論していたことがほとんど織り込まれている。さらには若干の新しい問題も織り込まれているということではないかと思う。福田補佐官はこれまで官民双方のアドバイザーをしてこられたという経験もあるので、これを踏まえて少しコメントをお願いしたい。

(福田内閣府大臣補佐官)

先生がおっしゃられるように、繰上償還や法人税や、これまで議論した論点がやはり出てきているのは興味深いと個人的には思ったが、全体としてコメントをさせていただく。それと、これまでの点検会合での議論はどちらかというと案件をつくらないといけない。案件をつくるということは、今、その事業を持っている当事者である自治体であるや国に工夫してもらう。さらにそれを出すときの制度上の課題を発見して、そこを解決して、案件を出しやすくしてあげるという議論をずっとしてきた。その結果として空港や道路で実際に案件ができたということだと思う。

実際に案件ができると、そこに対して投融资をしたいという企業が出てきて、国側が出してきた案件をいろいろ見る。大体、去年度1年間で3件の案件が動いたので、そこに恐らくトータルで20社、30社の会社が投資を検討する形で参画し、行政側が出したいいろいろな文書を読んだということが、やっと去年度行われた結果として、そういう方々から見て、こんなところを改善してほしいという要望が出得るところまでやってきたのだと思う。非常に具体的な意見が出てきているのは、そういう経験を共有したからだと感じたところである。

そういう意味では、主査ペーパーに書かれているが、せっかく出てきた声をこれから丹念にヒアリングし、今回の成長戦略には間に合わないかと思うが、今後の議論としてそういう方々の話を聞きながら、投資環境を整備することがこの分野に幅広い会社が出てくるという観点では重要であろう。

行政側にとっても、出てくる企業の幅が広がれば、提案の選択肢の幅が広がるので、より利用者、納税者にとってよい提案をその中から選べるという観点でも重要なのではないかと思う。

(竹中主査)

これまで、我々が議論してきたことをしっかりまとめようということと、新たな問題も出されているので、さらに発展させていこうということだと思う。この論点、提案を今後の成長戦略の議論にぜひ生かしていきたいと思う。

民間議員、政務の先生の御意見を伺いたいが、高橋議員、いかがか。

(高橋経済財政諮問会議議員)

PPP/PFIも含めてだが、コンセッションのマーケットは生成途上だと思うので、マクロ、ミクロサイドから引き続き必要なことを検討し、案件を1つずつつくり、市場をつくっていくということが必要ではないかということをお願いしたい。

(竹中主査)

それでは、これは昨年の11月から行ってきたが、公的サービス・資産の民間開放の点検会合としての提言案の取りまとめの議論に移りたい。再興戦略の改訂版、2014年版では、集中強化期間における重点分野、件数の数値目標を提示した。そして、15年の改訂版では事業規模目標の拡大に取り組んだ。また、経済財政諮問会議でも人口20万人以上の都市におけるPPP/PFIの優先検討への方針が示されたと認識している。

この間、政府全体で案件形成の努力は相当進んだ。空港で2件の事業が動き出し、道路でも1件の事業が生まれる状況になっている。2016年の成長戦略では、GDP600兆円への貢献、効率的な行財政の貢献のために、より改革を加速して、インパクトのある提言を打ち出していく必要があると思う。

そのために、今回の議論の中ではプロアクティブなコンセッション、要するに需要拡大に対応する成長対応分野のグループと、リアクティブなコンセッション、需要減少に対応する成熟対応分野のグループの双方に広げていくという提言を今日の主査ペーパーに取りまとめている。

再生事務局やPPP/PFIのタスクフォースの場で関係府省にも知恵を出してもらい、空港コンセッションの効果を高めるための規制改革、人流を意識したウオーターフロント再開発コンセッション案件の後押し、水道分野におけるディスインセンティブ解消に向けた取り組みの拡充、公営住宅施設における6件の案件目標設定などもこの中に織り込んでいる。

一方で、関係府省から異論が出たままの項目もある。

それでは、議論に当たり、ポイントなど、福田大臣補佐官から取りまとめをお願いしたい。

(福田内閣府大臣補佐官)

このペーパーで言うと4ページの⑮、補償金なしの繰上償還の部分については、こちらには繰上償還をやれるようにと書いてある。関係する省庁、財務省からお聞きしている中で、繰上償還ができる場合の4条件があるということだが、今回の議論は4条件に当てはまるのではないかという意見と、当てはまらないという意見で、それぞれ認識の埋め合わせができなかったところである。ここについては総務省やPFI室と調整することも含めて、具体的な協議に入れなかったのが、主査ペーパーの文案は、合意形成されていない状況になっている。

(竹中主査)

今、大臣補佐官から紹介のあった補償金免除の繰上償還については、歩み寄りができなかったということで、少し詰めてお話をしなければいけないと思うが、その前にその他の項目についてはこういうことで異論がないという理解でよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、補償金免除の繰上償還の項目について、財務省、総務省から意見を伺いたいと思う。

(北村財務省理財局次長)

先月25日の本会合において、広島県からの説明の中に補償金免除繰上償還の要望が含まれている。本日は、本件に対する財務省の考え方を御説明したい。

お手元の資料3の1ページをお開きいただきたい。

まず、財政融資資金の仕組みとして、国が市場で調達した財投債を原資として、収支相償の考え方のもと、貸付金利を調達金利と同一とした貸付けを行っている。このため、繰上償還を受ける場合にこうむる損失、すなわち確定した調達利息と再運用しなければならない利息の差額が損失となるが、これを受け入れることができない仕組みであることをまず御理解いただきたい。

平成13年度の財投改革以前は、補償金の概念が十分に確立されておらず、繰上償還自体について基本的に応じていなかったが、財投改革の議論において、市場メカニズムとの調和の観点から、補償金の支払いを前提とした繰上償還ルールが導入された。

こうしたルールが確立した一方で、これまでに補償金免除繰上償還が認められた財投機関がある。総じて申し上げれば、それぞれ財務状況が悪化し、約定どおりの返済が懸念される貸付先であり、補償金の支払いを免除して早期に元本回収を行い、債権保全を図るなど、財政融資資金によってもみずからの償還確実性を高めるために行われた例外的な措置である。

2ページ、過去の補償金免除繰上償還の事例である。17年度財投編成過程では、財務状況が悪化し、特殊法人等整理合理化計画等で業務廃止が決まった事業について、住宅金融公庫、都市再生機構、年金資金運用基金から補償金免除繰上償還の要望があり、財政制度等審議会財投分科会で御審議いただいた結果、4条件と立法措置を要件にこれを認めたところである。

3ページ、19年度財投編成過程では、総務省から当年度巨額であった財投特会の積立金を活用して、地方公共団体の公債費負担対策として補償金免除繰上償還の要望がなされた。

この当時、夕張市の財政破綻問題が発生し、総務省の研究会において地方財政再生制度

の議論が進められており、その報告書の中において債務調整についても具体的な検討を進めていく必要性に言及されている。こうした状況の中で、本件について財投分科会で御議論いただいた結果、最終的には地方公共団体ごとの財政状況に応じて、年利5%以上の高い金利の地方債について、金利区分ごとに要件を定め、補償金免除繰上償還を認めたところである。

その後、地方公共団体が早期に自主的な財政健全化を図るとともに、最終的には国の関与による確実な再生を図る財政健全化法のスキームが構築され、平成21年4月から全面施行されたところである。

4ページ、25年度の編成過程において、再び総務省から東日本大震災における被災団体や特に財政状況の厳しい団体に対して補償金免除の要望がなされたが、地方財政健全化法の整備とその運用の定着が図られたことにより、19年度に認めた繰上償還を延長、拡充する必要がないことに加え、財投特会の積立金が復興財源への活用等により既に枯渇していたこともあり、財政融資資金としてはこれを認めなかった。すなわち、被災団体についても補償金免除繰上償還には応じていないという経緯がある。

5ページ、今、申し上げた積立金だが、財投特会は将来の金利変動に伴う損失に備えるために積立金を積み立てている。この積立金は過去補償金免除繰上償還の財源となっていたが、その後一般会計への繰入れ、あるいは復興財源への活用等によって、現在、必要な水準を大きく下回る状況にあり、既に枯渇している。なお、こうした状況もあり、先ほど申し上げたとおり、25年度に被災団体を対象として地方債の補償金免除繰上償還を求められた際に実施できなかったという経緯がある。

6ページ、3月25日の点検会合において、地方公共団体が運営権対価を原資に企業債利息、すなわち繰上償還をする場合は補償金となるが、これを支出することと運営権者が運営権対価の調達金利を支出することをもって、二重金利なのではないかと御議論されたことと承知している。

ここで設例を書いているが、議論の簡略化のための企業債の元本償還分を無視すると、運営権対価の一括払いの場合には、上の分割払いと比較して、地方公共団体の収入がβ億円減少することになるが、この原因はこの表で明らかになっているとおり、運営権対価の調達利息が新たに発生することであり、企業債利息、すなわち左側のところに問題があるわけではないと認識している。

また、これまでの議論を伺っていると、運営権対価を全て一括払いしようとするために、運営権者に多額の資金調達コストが生じることが問題なのではないかと認識している。

7ページ、これまでの本会合における議論を見ても、運営権対価の一括払いには民間金融機関の負債による規律づけがあるというメリットがある。他方で競争入札参加者が少なくなりがちといった面もあるものと承知している。我々としては、こうした点は運営権対価の支払方法で工夫ができるのではないかと考えている。

ここにお示ししているが、運営権対価の支払方法として、例えば毎年度地方債元利償還費相当額を分割払いし、残余を契約時に一括払いするという支払方法が考えられるところである。次のページに関空・伊丹のコンセッションの支払方法を掲げているが、これを参考とさせていただいたものである。

この支払方法だと、一括払いに当たっての資金調達額が低下し、調達利息を低下させることができるため、二重金利の問題を抑制できるのではないかと考えている。この支払方法を用いれば、民間金融機関の参画による経営規律の向上や運営の継続性の確保といった一括払いのメリットと、入札競争促進といった分割払いのメリットを両方享受できるのではないかと考えている。

最後に、繰り返しになるが、財投特会の積立金が枯渇する中で、インセンティブ付与等の観点から補償金免除を認めると、他の財投貸付先との公平の観点から、同様の政策を求められ、財投の持続可能性が損なわれる。財政投融资を預かる立場として、補償金免除繰上償還を認めることは到底困難だと言わざるを得ない。

他方、財務省としても、コンセッションの推進が重要であることは理解している。特にファーストペンギンに限定した形であれば、補償金免除繰上償還以外の形での支援策について検討の余地があるのではないかと考えている。

竹中主査ペーパーを見ても、補償金免除繰上償還が示されているのみであり、このままでは平行線の議論に終始してしまう。建設的な議論を進める観点からも、広島県の説明資料にもあるが、補償金免除繰上償還にかわる代替措置についても、PFI室を中心に御検討いただきたいと思う。

広島県の説明資料は6ページの下に抜粋している。ここに明確に補償金免除の特例またはそれにかわる代替措置などが求められるという記述がある。PFI室を中心に御検討いただき、我々財政当局としても、しっかりと協議し、成案を得る努力をしたいと考えている次第である。

(竹中主査)

それでは、総務省お願いしたい。

(亀水総務省大臣官房審議官(公営企業担当))

総務省としても、PPP/PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要と考えており、コンセッション制度を導入しても地方財政上不利にならないよう、財政措置を講じる、イコールフティングを図るということを基本に取り組むなど、PPP/PFIの推進を積極的に後押ししてきたところである。

今回、議論になっている繰上償還に係る補償金の取り扱いについては、貸し手であり、制度を所管する財務省等において一義的に検討していただく必要があり、現在のところ、先ほど財務省から説明があったとおりの状況である。

こうした状況を踏まえつつ、引続きコンセッションの推進のためのインセンティブ付与としてどのようなことができるのか。PPP/PFIの推進の中心的役割を担うPFI推進室を中心に議論をさせていただきたいと考えている。

(竹中主査)

論点がいろいろ出されていると思うが、幾つか財務省に確認したい。資料の2ページ目の下部に平成16年度に示された繰上償還についての基本的な考え方、4条件が示されている。今回の件はこの4条に当てはまらないという考え方なのか。

(北村財務省理財局次長)

今、主査からは2ページの17年度編成の場合のケースを出していただいたが、その後19年度で議論した3ページの4条件が地方公共団体との間での繰上償還のルールとして、当時時限措置ではあったが、確立された。全体としてこの4条件を満たし、法律に基づいて行うことを要件とすると書いているが、これを立法化する際の省令の段階で具体的な要件を金利ごとに明定している。今回の広島県の地方債をこの基準に仮に当てはめて考えても、それには該当しない。

なお、当時5%以上ということで繰上償還を認めたわけだが、広島県は基本的に大宗のところは5%未満のものであるので、単純に当てはめたとしても、その当時とは状況が違うということも御認識いただきたいと思う。

(竹中主査)

確認だが、この4条件の4に当てはまらないのではなくて、全体に当てはまらないということか。

(北村財務省理財局次長)

その通りである。

今、省令と申し上げたが、通達で明記している。その通達で明記している基準に当てはめて該当しないということである。

(竹中主査)

もう一度聞くが、この4つの条件が示されてるが、この4ではなくて、全体に当てはまらないという説明か。

(北村財務省理財局次長)

4条件を具体的に立法する段階で具体的なルールに落とし込んでいる。それに照らして考えたとしても、今回の広島県は該当しないということである。

(竹中主査)

もう一つ、一括払いを前提にするから云々ということがあったが、これは企業の自由な資金調達と資産運用、ポートフォリオ、それぞれが決めることであって、その自由度を与えるということは否定できないように思うが、その点はいかがか。

(北村財務省理財局次長)

実は一括払いをすることによって、運営権者にメリットはないと思う。メリットは、一括払いを契機として繰上償還をする地方公共団体に発生するわけであり、仮にこういった分割払いをすることになっても、運営権者には何らデメリットがないものと我々は認識している。

(竹中主査)

わかった。その認識は企業と議論していることと少し違うと思う。

今の一連のやりとりを受けて皆さんの意見を伺いたいと思うが、福田大臣補佐官、コメントお願いしたい。

(福田内閣府大臣補佐官)

まず、議論の前提として何点か確認的にコメントをさせていただくと、そもそも運営権対価をとることによってどういうメリットがあるのか。幾つかメリットがあると思うが、1つは財務省の説明資料にもあるが、運営権対価を全部か一部かはさておき、一括で何らかの形でとることで民間事業者は事業の開始時点において借入れ及び投資を行うことになる。この事業の開始時点で行った借入れ、投資を事業期間中に事業を成り立たせることで回収していくメカニズムが発生することになるので、途中で収入が減る、コストがふえるということがあったとしても、それを改善して自分たちの投資を回収していく努力をしないと、結局損をしてしまうというのが頭金というものが意味するところである。

一方で、完全に分割にすると何が起こるかということ、毎年入ってくる料金の中から行政にお金を払えばいいということになるので、見通しを誤った場合に手を挙げてしまったとしても、困るものがなく、限りなく業務委託の形態に近づいていくということになる。

これとの関係で大阪市は完全分割という提案をしているわけだが、大阪の場合は市の100%出資会社で当面やろうということになるので、余り途中で相手方が事業をやめてしまうということを想定していないし、経営的に市がグリップしているから、そういうことを言ったとしても手を挙げるなということを経主として言えることを前提としている。

ただ、水道事業において検討している他の自治体では、完全に民間企業に渡したいと考えているケースが多い。この場合、相手方の経営をコントロールできないので、やはり一定程度頭で相手にリスクをとってもらおう安心感を必要としているのが、この議論が何で行

われているかということのポイントかと思う。

それ以外に、先ほど関空の前例が財務省からあったかと思う。関空の場合は運営権対価として払われる金額は総額で2.2兆円、分割で44年間払われるわけであり、そのうち頭金で払われるのは、この資料にもあるとおり1,750億円ということになるので、支払われる総運営権対価に対して10%にも頭金の金額が満たないことになる。それは当たり前で、分割で払うお金は関空会社にある借金の返済額を前提するので、コンセッションをやる事業において負債が大きい場合は当然分割で支払い、負債の返済に充てる原資のほうがかッシュフローの中に占める割合としては大きくなるので、当然借金を繰上償還しない前提でそれを分割で払って、余ったところで一括にするということになると、全体に占めるウェートはすごく小さくなる。

ただ、関空の場合はそもそもからして運営権対価の金額自体が2.2兆という異例の大きさなので、1割に満たないとしても1,750億の頭金が残るので成り立っていたと言えるが、例えば運営権対価の総支払額が数百億という世界になってくると、当然それに比例して頭金の金額は数十億や数億円と小さくなる。そうなる先ほどの規律の議論で考えたときに、イニシャルの投資が少なく、事業を途中でやめることのデメリットが大きくなってしまい、それでいいかどうかという議論は少し考えなければならないポイントとして出てくると思う。

もう一つ、事実確認として大阪の場合は公営地下鉄で民営化の議論が進んでいて、これは事業を完全に譲渡して、公営企業を解散する仕組みになっている。この場合ほとんどの企業債は補償金なしの繰上償還が可能となっていると理解している。大阪市で水道事業について議論していた中でも、地方公営企業を解散しないコンセッションだと補償金があるのに、解散する地下鉄だと補償金がないのか。同じようなことをしようとしているのにという議論が出ていたりした。そういうイコールフットイングという観点もある。

あと、先ほどの財務省の説明の中で私が理解できなかったのは、議論の中で確認いただけるといいと思うのは、今回の繰上償還については、平成18年の補償金免除について法律で定めるところの細かな通達に当てはまらないという説明があったが、そこで言うところの基準金利と言うのは、この18年12月22日に財制審で決めた19年度編成のときの繰上償還の基準に当てはまらないという説明だという理解でいいのかはお伺いしたいと思う。

(北村財務省理財局次長)

そのとおりである。あくまでも19年度編成のときに決めた4条件、立法措置及び先ほど申し上げた通達に定める要件は当時の時限的な話なので、今回、素直にそのままそれに照らしてどうかという議論をすることに実益があるかわからないが、仮に広島県に適用したら該当するのではないかという事前の打ち合わせのときの補佐官の御質問などにも答える過程で、実は通達に書いてある具体的な基準に照らしても該当はしないというお答えをしている。

(竹中主査)

民間議員、もし御意見がありましたら、今の問題は非常にコアな問題なのだが、よろしいか。

この問題、ずっと1年以上やってきて、最後に福田補佐官が言われたイコールフットイングが私たちとしてはすごく気になるところである。これがないと前には進まないだろう。その意味では、1年間検討していただいたが、これが進んでいないというのは非常に残念な思いがある。早く解決をしなければいけないので、これは引き続き福田大臣補佐官、再生事務局、PFI推進室、財務省、総務省、ぜひ知恵を絞っていただき、報告していただきたい。

とはいえ、主査ペーパーとしては確定しなければいけないので、これは主査ペーパーとしては今日提示している内容で確定をしたいと思う。

これは主査としての意見であるが、各省から補足説明や進捗報告、その他あれば、ぜひお伺いしたい。いかがか。

(杉藤国土交通省住宅局審議官)

資料4に基づいて補足説明をさせていただく。

裏をごらんいただき、公営住宅については、前回の点検会合の後、4月11日に福田補佐官のタスクフォース、個別ワーキングが開催され、今後3年間の数値目標について議論をさせていただいたところである。

その結果、資料の上の表のように従来から公営住宅における民間活用、PPP/PFIのプロジェクトを整理する中で、特に既存の公営住宅の建てかえに伴って余剰地を民間に売却等を行う、あるいは民間の施設との合築を行うという形で平面的あるいは立体的な位置、用途、規模などに関して民間側にノウハウを生かした提案の余地があるプロジェクトについて調査をすることになり、下の表にある2件が当面この3年間の間に契約締結が見込まれるものと前回の点検会合で御報告させていただいたところであるが、その後、タスクフォースにおいて、福田補佐官から現時点では具体化していない新規事業への期待も含めた数値目標の設定ができないかということで、具体的には、この資料の一番下に書かれたとおり、上記2件を含めて6件を案件形成数値目標として設定してはどうかという御意見を頂戴して、これを踏まえ、数値目標を6件とすることといたしたいと考えている。

(竹中主査)

もう一点、先週国家戦略特区のワーキンググループで仙台空港から提案があった東北三県数次ビザに関する議論があったと聞いているので、その件について、地方創生推進室から報告をお願いしたい。

(藤原内閣府地方創生推進室次長)

資料2に基づき御説明させていただく。

今の点と、さらに入国の際の入管の手続の迅速化ということで、2点主査ペーパーで指摘をいただいているので、前者も含めて御説明申し上げる。後者についてはおとしになるが、閣議決定で入管手続の迅速化も明記させていただき、民間委託の拡大、地方委託の拡大について必要な措置を可能な措置から実施していくということで、ブースコンシェルジュの業務、入国審査の周辺業務などの民間委託の拡大が現実に行われているところである。

ただ、この問題は非常に重要なので昨年度からさらに議論を深め、また法務省でバイオカードなどの入国審査の前に指紋認証などで審査を迅速にする仕組みを本年度から関空などを中心に行っていく。民間委託の範囲が拡大するので、こういったメッセージも含め、今国会に改正特区法案を提出し、本日から衆議院本会議で本格的な審議が始まるが、その中に項目を規定しているところである。4月8日、先週であるが、今指摘のあった2つ目のテーマ、東北三県数次ビザのさらなる活用を可能にする規制緩和ということで、ワーキンググループの中で仙台空港の岩井社長を含め、外務省、法務省、観光庁、警察庁を一堂に会して議論をさせていただいた。本件についてどこまで実現可能なのか。また、特区というアプローチなのかあるいは全国措置かという議論を開始したところである。今日の時点でまだその論点整理等ができていない部分があるが、御指摘を受け、早急に論点を詰めてまいりたい。また御報告をさせていただきたい。

(竹中主査)

それでは、議論の大方が終了しつつあると思うが、民間議員から取りまとめの意見をいただければと思う。

(野原議員)

私はこの点検会合に参加してまだ半年ほどだが、この間、充実した議論やヒアリングをさせていただいて、その結果、PPP/PFI、コンセッションがGDP600兆円の目標に向けて大きな役割を果たし得るテーマであるということを実感した。

その点で、今日、主査ペーパーをまとめていただき、この場で決定するわけだが、その内容をしっかり進めていくことが全体にとっても非常に重要だと感じている。

その点で、ざっくりとしたコメントだが、2点ほど申し上げたい。

今日、冒頭で民間事業のヒアリング結果を説明していただき、福田補佐官からもまとめていただいたように、民間の方々が実際にやってみて何を改善すべきかがとても具体的に、かつ今後新たに取り組むべきことを含めて示していただけたと思う。これだけで全てということはないと思うが、案件仕様の設定方法や、制度を変えるべきところはどこなのか。あるいは関連情報の出し方といったようなことをガイドラインで整備することは非常に重要だと思うので、その点もしっかりと具体的な動きとして書き込んでいく必要があると思

う。それが1点。

もう一方で、今、先行案件の横展開の話は非常に書き込まれているのだが、さらなる先行案件の創出も非常に重要だと思っている。主査ペーパーの中の5ページ目の最後に横展開を図るための施策として、PPP/PFIの地域プラットフォームの話を書いていたが、これと同じようなスタンスでタスクフォースそのものがその役割を果たしているのだと思う。先行案件をいかに掘り起こすかということがとても重要だと思う。

その際には、例えば文教施設の案件を考えるとときには、文教施設に詳しい人だけが集まっても余り意味がなく、その周辺で今までにやったことがないような分野の知見をいかに入れ込み、かつ現場のニーズもよく考えて、いい案件を出していくかということが大変重要だと思っているので、やるべきこととして具体的に書き込まれていることは重要だが、いかに幅広く見ながら、新しい案件を果敢に出していくかということをぜひ今後も積極的に取り組んでいただきたい。

(竹中主査)

高橋議員、お願いしたい。

(高橋経済財政諮問会議議員)

経済財政諮問会議としても、マクロ的な観点あるいは総論的な観点からPPP/PFI、コンセッション、こういったものの普及を後押ししてきたつもりだが、本委員会での検討を通じて、この1年間案件の具体化というところで大きな進展があったという実感を持っている。

今後であるが、諮問会議としても重点分野について優先検討方針をより具体化していく、埋め込んでいくとともに、重点分野についての広域化、共同化、こういったものも進めていく。あるいは今も野原委員から話があったが、私どもとしてはまちづくり、例えばコンパクトシティづくりあるいはストックの活用、こういったさまざまな観点からもいろいろ視点を変えて見ることによって、PPP/PFI、コンセッション案件の形成、あるいは普及加速につながっていくと思うので、さまざまな観点から諮問会議としても努力を続けてまいりたい。

(竹中主査)

特に省庁からの発言はよろしいか。

(北村財務省理財局次長)

最後に1点だけ確認をさせていただきたい。

主査ペーパーの補償金免除の部分はそのままにするが、引続き検討をしてほしいということであった。先ほども申し上げたが、その検討の中には広島県が求めている補償金免除にかわる代替措置についても検討するという理解でよろしいか。

(竹中主査)

基本的には、私たちは免除ができるのではないかと考えている。免除ができるのにそれをやらないで次の措置に行くということに対しては、少し順番が違うのではないかと思う。だから、この繰上償還についてさらに議論を深めさせていただいて、その上で私たちも納得して別の方法でないといけないということであれば、それはおっしゃったようなことになっていくということだと思う。平成18年というと、ちょうど10年前である。もちろん変わらない政策もあるが、当時とは金利の状況も全く異なるし、今はマイナス金利なので、実質金利で諮ったら随分違うのだろうという思いもあるので、ぜひ引続き、私たちとしてはその方向で議論をしたいというのが主査ペーパーの趣旨である。

その先にいろいろな政策を、我々がそのことに納得したら考えなくてはいけない。それはもちろんおっしゃるとおりだと思う。今日はおいでいただき大変感謝申し上げますし、多分長いおつき合いになると思うので、引続きよろしくお願ひしたい。

皆さんの御尽力に感謝を申し上げます。今後、成長戦略の取りまとめに向けて政務のリーダーシップも発揮していただかなくてはならないと思う。再生事務局でも本日の提言を受けとめて、しっかりと進めていただきたいと思います。

(高木内閣府大臣政務官)

まずはこの主査ペーパーを取りまとめいただいた竹中主査を初め民間議員、有識者、そして御協力いただいた関係府省庁の皆さんに感謝申し上げます。

成長戦略の中におけるPPP/PFI、特にコンセッションの重要性というのは共通認識を持っています。ただ、今回もいろいろ議論があった自治体の習熟度の課題、繰上償還の補償金の課題といった様々な課題について、連携して、さらなる検討を加えていただきたいと思います。

本日の議論を踏まえて、新たに取りまとめる成長戦略に反映する具体的な施策を確定していくので、関係各府省庁には引続き御協力いただくようお願いしたい。